

令和6年度長崎県中学校総合体育大会 相撲競技実施要項

1. 期 日 令和6年7月21日(日) 監督会議 9:10
競技開始 10:00
表彰式 13:00 (予定)
- ※ 撤去作業は参加選手全員で協力して行う。
2. 会 場 長田いこいの広場相撲場(諫早市長田町)
3. 参加資格 (1) 各郡市町中体連加盟の学校に在学し、各郡市町中学校体育連盟主催大会及び県相撲連盟予選大会において選抜されたチーム及び個人で、当該中学校長・当該中学校体育連盟会長または当該チーム代表者・県相撲連盟会長が認めたものであること。なお、群市町大会から全国中学校体育大会に至るまでで所属できるチームは1つとする。(上位大会に至るまでの同一大会での移籍は不可とする)
- (2) 上位大会への出場権を得た場合、出場できるチーム・個人であること。
- (3) 中学校における引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員(学校教育法施行規則第78条の2に示されている者。以下同じ。)とする。教員以外のコーチは校長が認めたものとする。ただし、当該校外の中学校教職員はコーチにはなれない。地域クラブ活動においては責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。
- (4) 長崎県中学校体育連盟が主催する大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者(コーチ)等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。また、地域クラブ活動のチーム・選手の指導者等は、中央競技団体の倫理規程等に基づいて、長崎県相撲連盟等から処分を受けていない者であることとする。校長及び代表者はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。
- (5) 地域クラブ活動の参加資格についての詳細は、「長崎県中学校総合体育大会開催基準」及び「令和5年度長崎県中学校総合体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例各競技細則」による。(長崎県中学校体育連盟ホームページ参照)
- (6) 拠点校部活動については、長崎県中学校体育連盟が定める拠点校部活動規程に該当したチームであることとする。
4. 参加制限 (1) 団体戦は、各郡市町代表・長崎県相撲連盟代表それぞれ2チームとする。(ただし、諫早市については4チーム)
- (2) チーム編成は、監督1名・コーチ1名・選手3名・交代選手2名の合計7名以内とする。
- (3) 個人戦は、各郡市町代表・県相撲連盟代表それぞれ2名とする。(ただし、諫早市については4名) また、監督・コーチは各チーム1名ずつとし、団体戦と重複して出場のチームについては、団体戦の監督・コーチが兼任するものとする。
5. 競技方法 (1) 団体戦はリーグ戦とする。出場チーム数が、8チーム以上の場合には2パートに分け、各パート上位2チームによる代表決定リーグ戦を行う。
- (2) 個人戦は12名以上の出場選手の場合、4パートに分け各パートで予選リーグ戦を行い、各パートの上位1名、計4名と、各パート2位者による決勝リーグ戦進出トーナメント戦の勝者1名を加えた5名による決勝リーグ戦を行う。出場選手が11名以下であれば、2パートに分け、リーグ戦を行い、各パートより上位2名を出し決勝トーナメント戦を行う。3位決定戦もある。
- (3) 予選リーグ戦・代表決定(決勝)リーグ戦においての上位進出決定方法は、
①勝ち数の多い順 ②勝ち点の多い順に決定し、①・②同点の場合は、常に同点決勝を行う。
ただし、上位進出をめぐるのみである。上位に進出する可能性がない場合の同点について決定戦は行わない。
6. 競技規則 (1) 令和6年度(財)日本相撲連盟競技規定及び本大会要項を適用する。
- (2) 審判は、(財)日本相撲連盟審判規則及び審判規程補足による。
- ① 審判規則10条「禁じ手」を用いないこと。
- ② 審判規程補足第1条
・「禁じ技」…反り技・河津掛け・さば折り・極め出し・極め倒し
- ③ 審判規程補足第5条
・「危険な組み手」…脇に入った相手の首を極める。後頭部を相手の腹部につける。鴨の入首。
- (3) 試合は「塵ちようず」して土俵に入る。
立ち会いは、「待ったなし」とし、選手双方が両手を土俵につき静止した後、主審の「ハッケヨイ」のかけ声により行う。

